

流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年11月4日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第60号

流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則

流域下水道事業財務規則（令和2年岩手県規則第30号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(証券による収納)</p> <p>第40条 出納取扱金融機関は、納入義務者から納入通知書が添付された次に掲げる証券の提示を受けたときは、当該証券を収納することができる。この場合において、出納取扱金融機関は、収納金の全部を証券をもって領収したときは納入通知書、領収書及び領収済通知書に「証券受領」の印を押し、収納金の一部を証券をもって領収したときはこれらの書類にその証券金額を付記し、第37条に規定する手続をしなければならない。</p> <p>(1) 持参人払式又は知事若しくは出納取扱金融機関を受取人とする記名式の小切手等（地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の3第1項第1号に規定する小切手等をいう。）で次のアからエまでに掲げる条件を備えたもの</p> <p>ア 支払人は、<u>盛岡手形交換所</u>に加入している金融機関又は当該金融機関に手形交換を委託している金融機関であること。</p> <p>イ～エ [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>2～7 [略]</p>	<p>(証券による収納)</p> <p>第40条 出納取扱金融機関は、納入義務者から納入通知書が添付された次に掲げる証券の提示を受けたときは、当該証券を収納することができる。この場合において、出納取扱金融機関は、収納金の全部を証券をもって領収したときは納入通知書、領収書及び領収済通知書に「証券受領」の印を押し、収納金の一部を証券をもって領収したときはこれらの書類にその証券金額を付記し、第37条に規定する手続をしなければならない。</p> <p>(1) 持参人払式又は知事若しくは出納取扱金融機関を受取人とする記名式の小切手等（地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の3第1項第1号に規定する小切手等をいう。）で次のアからエまでに掲げる条件を備えたもの</p> <p>ア 支払人は、<u>手形交換所</u>に加入している金融機関又は当該金融機関に手形交換を委託している金融機関であること。</p> <p>イ～エ [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>2～7 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。